

## 令和 4 年度事業計画（群馬支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>1 健全な財政運営</p> <p>(1) 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>(2) 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>2 サービス水準の向上</p> <p>(1) 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。</p> <p>(2) 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</p> <p>(3) お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、迅速に対応する。</p> <p>■KPI：サービススタンダードの達成状況を 100%とする。</p> <p>■KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を 96.9%以上とする。</p>

	<p>3 業務改革の推進</p> <p>(1) 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</p> <p>(2) 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応するため柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</p> <p><b>【困難度：高】</b></p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> <p>4 現金給付の適正化の推進</p> <p>(1) 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</p> <p>(2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。</p> <p>(3) 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化PTを効果的に活用し、事業主への立入検査を行う。</p> <p>5 効果的なレセプト点検の推進</p> <p>(1) 内容点検については、レセプト内容点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、研修及び勉強会の更なる強化により、レセプト点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。</p> <p>(2) 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、効率的な点検を推進する。</p>
--	--

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は 98.8%（2020 年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

■KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率<sup>\*</sup>について対前年度以上とする。

※ 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

② 協会けんぽの再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする。

(3) 資格点検については、資格エラーレセプトの点検を確実に行う。

(4) 外傷点検については、負傷原因届の速やかな提出を励行するとともに、特に交通事故の場合は早期に損害保険会社と折衝し、確実な回収を図る。

6 柔道整復施術療養費等における文書照会業務の強化

(1) 柔道整復施術療養費について、多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上での施術の申請の割合について対前年度以下とする。

〔目標〕 多部位頻回及び長期受療の申請割合を減少させる。

(2) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会を実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

## 7 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

(1) 保険証未回収者（任意継続を含む）に対し、日本年金機構の資格喪失処理後、早期に返納催告（2次）を行う。

また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化するとともに、回収率の低い事業所の回収状況を定期的に把握し、事業所等へ資格喪失届（電子申請による届け出の場合を含む）への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を強化する。

### 【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

■KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする。

(2) 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続の実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

### 【困難度：高】

令和3年10月から、これまで保険者間調整（※1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

（※1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

	<p>(※2) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>8 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>(1) オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</p> <p>(2) 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</p> <p>9 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>(1) マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</p> <p>(2) 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</p> <p>(3) 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</p> <p>■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする。</p> <p>10 オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>(1) オンライン資格確認の円滑な実施のため、加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。</p> <p>(2) 「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p>
--	--

<p>2. 戦略的保険者機能関係</p>	<p>【 戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 加入者の健康度の向上</li> <li>ii 医療等の質や効率性の向上</li> <li>iii 医療費等の適正化</li> </ul> <p>1 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（i, ii, iii）</p> <p>（1）特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>特定健診実施率及び事業者健診データ取得率の向上のため、次の事業を効果的・効率的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健診・保健指導カルテ等を活用した受診勧奨</li> <li>② 生活習慣病予防健診実施機関・事業者健診データ作成機関の拡大</li> <li>③ 事業者健診結果データの取得数向上のため、関係団体、健診機関等と協力連携の強化</li> <li>④ 外部委託による生活習慣病予防健診の受診勧奨や事業者健診結果データの提供依頼の強化</li> <li>⑤ 自治体との連携による、がん検診との同時実施の拡大</li> <li>⑥ 健診車による特定健診の集団健診の拡大（特定保健指導及びオプション健診を組ませでの実施）</li> <li>⑦ GISと経年的受診状況を活用した特定健診の受診勧奨</li> <li>⑧ 県外在住被扶養者に対する特定健診の受診勧奨</li> <li>⑨ 健康宣言事業所の事業主と連携した特定健診の受診勧奨</li> <li>⑩ マスメディア広報等による分かりやすい効果的な受診勧奨</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大</p>
----------------------	---

幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

■KPI：被保険者・被扶養者合わせて特定健診受診率を 64.5%以上

とする

- ① 生活習慣病予防健診受診率を 63.7%以上とする。
- ② 事業者健診データ取得率を 10.2%以上とする。
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 30.7%以上とする。

(内訳)

被保険者 (対象者数：252,498 人)

- ① 生活習慣病予防健診 受診見込者数：160,736 人
- ② 事業者健診データ 取得見込者数：25,650 人

被扶養者 (対象者数：69,519 人)

- ③ 特定健康診査 実施見込者数：21,325 人

(2) 特定保健指導の実施率及び質の向上

特定保健指導の実施率及び質の向上のため、次の事業を更に推進する。

- ① 健診実施機関への外部委託化及び健診当日の初回面談
- ② 情報通信技術 (ICT) を活用した特定保健指導
- ③ 訪問等による大規模事業所や健康宣言事業所に対する重点的かつ優先的な利用勧奨
- ④ モデル実施による特定保健指導の拡大
- ⑤ 保健指導推進経費を活用した実施数拡大の取組
- ⑥ SNS 等を活用した映像広告による特定保健指導の利用勧奨
- ⑦ 特定健診の集団健診における当日保健指導の拡大
- ⑧ 協会と委託機関の合同スキルアップ研修会や実践者会議等の開催

**【重要度：高】**

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

**【困難度：高】**

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

- KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を 29.4%以上とする。  
② 被扶養者の特定保健指導の実施率を 8.0%以上とする。

(内訳)

- ① 被保険者 (対象者数：40,632 人)  
実施見込者数：11,949 人  
② 被扶養者 (対象者数：2,005 人)  
実施見込者数：160 人

**(3) 重症化予防対策の推進****① 未治療者の受診勧奨**

民間事業者を活用し、未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨の取組の強化を図る。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDL コレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。



【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする。

（内訳）勧奨対象者数：9,001人・実施見込者数：1,116人

② 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

県の糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに基づいた対象者に対して受診勧奨を行い、主治医と連携した生活習慣病の重症化予防のための保健指導を実施する。

(4) 健康経営（コラボヘルス）の推進

① 健康宣言事業所の拡大

ア 「生き生き健康事業所宣言」の普及促進を目的とした協業企業（生損保等の関係団体）との連携を強化・拡大する。

イ 未宣言事業所への電話勧奨及び訪問勧奨を行う。

ウ 健康経営セミナー等を開催して効果的な広報を実施する。

② 健康宣言事業所へのフォローアップ

ア 取組状況について、健康事業所宣言事業所にアンケートを行って把握するとともに、健診データ及び医療データを活用して事業所ごとの健康課題の「見える化」を行うことにより、各事業所の特徴に合わせたフォローアップを行う。

イ 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。

③ 健康宣言事業所の表彰等

ア 健康事業所宣言事業所のうち、健診・保健指導の実施率を含む健康ベースプランの取組状況が特に優良な事業所について表彰を行う。

イ 健康経営事例集を作成して良好な取組を周知することにより宣言事業所の取組促進を図る。

## 【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■KPI：健康宣言事業所数を 1,400 事業所以上とする。

## (5) 健康づくり推進協議会の開催及び地方自治体との連携

- ① 健康づくり推進協議会を開催し、加入者の疾病予防や健康増進のための必要な意見や助言を得ることにより、地域の実情を踏まえた保健事業の総合的かつ効果的な推進を図る。
- ② 地方自治体と連携した健康づくり事業を推進し、加入者の健康度の向上を図る。

## 2 医療費適正化の取り組み（ii, iii）

## (1) ジェネリック医薬品の使用促進

## ① 医療機関等へのアプローチ

医療機関等へ見える化ツールを活用した情報提供を行うとともに、使用率が低い医療機関等へは個別にアプローチを行う。

## ② 加入者へのアプローチ

ジェネリック医薬品軽減額通知書の発行（本部一括：2回/年）のほか、使用率の低い年代へ個別アプローチを行う。

## ③ その他の取組

ア デジタルサイネージを活用して既存動画を配信し、ジェネリック医薬品の使用を啓発する。

イ ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が確実に前進していることを確認しつつ、医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）及び群馬県（薬務課）等の関係団体との連携を強化し、各種協議会等で

	<p>情報発信を行う。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>■KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする。※医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>(2) 適正受診の啓発と勧奨 レセプトが 20 枚/月以上となる多受診者に対して、適正受診を促す。</p> <p>3 インセンティブ制度の周知・広報の強化（i, ii, iii）</p> <p>(1) 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう引き続き周知広報を行う。</p> <p>(2) 令和 3 年度の実施結果を検証し、検証結果をその後の施策及び広報に反映させることにより、加入者の行動変容を促す。</p> <p><b>【重要度：高】</b></p> <p>協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015 や「未来投資戦略 2017」において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。</p> <p>4 外部への意見発信（i, ii, iii）</p> <p>(1) 地域での効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、群馬県保健医療計画会議や地域保健医療対策協議会、その他各種協議会において、医療データ等を活用したエビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</p> <p>(2) 関係団体と連携して群馬県民の健康づくりを進めるため、保険者協議会や国民健康保険運営協議会、その他各種協議会において、積極的に意見発信を行う。</p>
--	--

	<p><b>【重要度：高】</b></p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■KPI：効果的・効率的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を行う。</p> <p>5 調査研究の推進等（i, ii, iii）</p> <p>(1) 大学や自治体等の外部有識者と連携協力を図り、医療データや健診データの調査研究を実施する。</p> <p>(2) 支部において、本部が作成した医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報を活用し、医療費等の地域差を中心に分析を行う。</p> <p>(3) 分析結果については、加入者・事業主や関係機関等へ視覚的にもわかりやすく提供するなど広く情報発信するとともに、各種事業の効果検証や新たな施策の検討等に活用する。</p> <p>6 広報の推進（i, ii, iii）</p> <p>本部で作成する全支部共通の広報資材を活用しつつ、引き続き地域の実情、時節柄、広報対象者、統一感を意識して伝わりやすく印象に残りやすい広報を行うとともに、アンケート等を活用して広報の効果検証及び改善を行うことにより、加入者・事業主の認知度及び理解度向上を図る。</p> <p>(1) 加入者等に対する広報</p> <p>ホームページやメールマガジンのほか、InstagramやYouTube等のWebを活用し、分かりやすい内容で加入者に伝わるように情報を発信する。また、広報物を加入者が目を通しやすい、関心を持ちやすい内容や構成にする。</p> <p>(2) 事業所に対する広報</p> <p>① 定期広報物「ぐんまだより」「社会保険ぐんま」や業界団体広報誌等を利用した広報を行う。</p> <p>② 動画教材や本部作成の広報資材を活用し、各種制度や手続き方法等の理解を深めていただくとともに、健康保険委員を通じた広報を行い、事業運営の円滑化を図る。</p> <p>(3) 健康保険委員を通じた広報</p>
--	--

	<p>① 事業所への電話勧奨及び訪問勧奨を引き続き実施するとともに、文書勧奨の見直しと拡大を行い、健康保険委員の委嘱拡大に取り組む。</p> <p>② 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を行う。</p> <p>(4) その他の広報</p> <p>① 新聞・テレビ・ラジオなどのメディアを活用し、県・市町村・関係団体と連携して、健康増進等の啓発を行う。</p> <p>② 公共交通機関にポスター等を掲示することにより情報発信を行う。</p> <p>■KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 53.0%以上とする。</p>
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>1 人事評価制度の適正な運用と人材育成の推進</p> <p>(1) 人事評価制度を適正に運用する。</p> <p>(2) 人事評価制度に係る本部研修の情報共有等により評価者の育成に努める。</p> <p>(3) 「自ら育つ」職員の育成とデータ分析能力の向上を目指して、OJTを中心としつつ、研修機会の確保や通信教育の受講促進等により人材育成に努めるほか、本部研修参加者による支部内伝達研修を確実にを行う。</p> <p>(4) 多能化による人材力の底上げを目指して計画的にジョブローテーションを行う。</p> <p>2 内部統制の強化及びリスク管理、コンプライアンスの徹底</p> <p>(1) 研修等により、コンプライアンス、個人情報保護、情報セキュリティ等の意識を向上させるとともに、定められている手続き等の順守を徹底する。</p> <p>(2) ハラスメント防止に向け、相談員及び新たに設置される外部相談窓口の周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。</p> <p>(3) 各種リスクを想定したマニュアル等を適宜更新・周知するとともに、定期的に訓練を実施する。</p>

	<p>3. 費用対効果を踏まえたコスト削減</p> <p>(1) 調達における競争性を高めるため、入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、参考見積書の複数者からの取得、簡潔で平易な仕様書への見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <p>(2) 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を行うことで、一者応札となった要因を確認し、次回の調達改善に繋げる。</p> <p>(3) 少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書を募る方法)を実施する。</p> <p>(4) 消耗品使用量削減について、支部内において定期的な周知に努めるなど、コスト意識の向上を図るとともに、超過勤務時間の削減を図ることにより光熱費等の節減に努める。</p> <p>■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする。</p>
--	---